

戸籍謄抄本等交付申請書(郵便請求用)

証明書の種類	必要な証明書の にチェックと通数を記入してください。				手数料(1通)
現在戸籍	謄 本(全部事項証明書)	通	抄 本(個人事項証明書)	通	450円
除 籍	謄 本(全部事項証明書)	通	抄 本(個人事項証明書)	通	750円
改製原戸籍	謄 本	通	抄 本	通	750円
戸籍の附票	全 部	通	一 部	通	200円
身分証明書	(禁治産・後見登記・破産宣告を受けていない証明)				通 200円

本 籍 地	和歌山県日高郡みなべ町	番 地	番地まで記入
筆 頭 者	(戸籍の最初に記載されている人で、死亡しても変わりません)		
必要な人	抄本の場合は必ず記入		

請求理由を記入してください。	死 亡 に よ る 相 続 の 場 合
(目的・提出先)	被相続人氏名
	死亡年月日 明・大・昭・平 年 月 日死亡
	被相続人の出生から死亡までの戸籍
	被相続人の死亡記載の戸籍(除籍)
	相続人全員の現在までの戸籍

請求者(本人又は同一戸籍以外の方からの請求は、委任状又は続柄の分かる書類が必要です。)	
現住所	〒
氏 名	
連絡先	(昼間の連絡先) 自宅 職場 携帯 []
続 柄	(筆頭者からみた続柄)
手数料	郵便小為替 円

注意

請求者の方の本人確認書類の写し(運転免許証、住民基本台帳カード、国民健康保険証など現住所が確認できる公的な書類のコピー)を同封してください。

本人確認資料について
平成20年5月1日からすべての市区町村で戸籍・住民票等を申請するにあたって、請求された方の本人確認が義務付けられています。

現在、みなべ町に本籍がない方からの請求の場合は、必要な方との続柄の分かる書類が必要です。

(戸籍謄本など続柄の分かる書類のコピーを同封してください。)

改製原戸籍は、昭和33年頃と平成12年に改製されており、複数の戸籍になる場合があります。

最近2週間以内に戸籍の届を出された方は記入してください。

「婚姻・離婚・出生・死亡・その他」の届を 月 日 市区町村に提出